

12月3日～9日は障害者週間

お互いに尊重し合うまちへ

市内には、何らかの障がいのある人が約5、100人います。誰もが暮らしやすいまちになるように、この機会に障がいについて考えてみましょう。

知っていますか 障害者差別解消法

障害者差別解消法とは、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。この法律では次のことが禁止されています。

不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限するような行為を禁じています。

例えば、「障がいがある」という理由だけで、スポーツクラブに入会させない・アパートを貸さない、車いすだからといって入店を断るなどです。

合理的配慮の不提供

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った方法で援助することを合理的配慮といい、そのような配慮をしないこ

とを禁じています。

例えば、聴覚障がいのある人に声だけで伝える、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人に分かりやすく説明しないなどです。

できることから始めよう

専門的知識や経験がなくても、障がいのある人へ簡単な援助をすることはできます。困っている人を見掛けたら、勇気を出して声を掛けてください。

ただし、障がいの程度はさまざま、必要に応じた配慮が大切です。まずは援助が必要か聞いてみましょう。方法も状況によりさまざまですが、下の「障がい者への援助の例」を参考にしてください。

虐待に気付いたら すぐに通報を

障がいのある人が虐待されている

と気付いたときは、市の担当窓口に通報することが義務付けられています。

通報した人の情報が漏れることはありません。匿名での通報も受け付けます。

市障がい者虐待防止センター

電話番号 22・2050(障がい者福祉課内)

障がいに関する相談窓口

市や県では、次の相談窓口を開設しています。相談料は無料で、秘密は厳守されます。気軽に利用してください。

市障がい者福祉課

電話番号 20・1539

FAX 24・2367

ほっとすまいるセンター

障がいについての相談のほか、日常生活で困っていることなど、さまざまな相談を受け付けます。

電話番号 27・1106

FAX 27・1065
障がいのある人への差別に関する
相談窓口

障がいを理由に差別されたり、つらい思いをしたら相談してください。

電話番号 043・486・59
91(県印旛健康福祉センター内)

FAX 043・486・2777
※くわしくは障がい者福祉課(20・1539)へ。

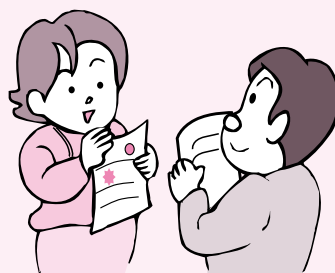
障がい者への援助の例



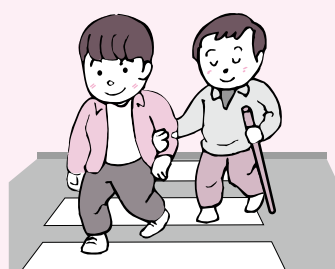
知的障がい・精神障がいのある人の中には、同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする人がいます。そのような人には、簡単なメモを渡したり、図やイラストを使ったりするなど伝える工夫をする



車いすの人が段差や狭い通路などで困っていたら、声を掛けて手伝う



聴覚障がいのある人には、手話や筆談のほか、身振り手振り、図、イラストを使うなど伝える工夫をする



視覚障がいのある人には、具体的な言葉で状況を説明する。誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩先を歩く